

令和6年度第1回伊勢市農業次世代人材投資事業評価会事項書

日時：令和7年3月10日

午後2時00分～

場所：伊勢市役所御園総合支所

2階2-4会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 会長、副会長の選出

4. 農業次世代人材投資事業評価会について

5. 農業次世代人材投資資金受給者の評価について

6. その他

農業次世代人材投資事業について

◎事業概要

青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、伊勢市農業次世代人材投資資金交付要綱及び国の農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき農業次世代人材投資資金を交付する事業です。

○主な特徴

- (1) 独立・自営就農を開始した時の年齢が原則 50 歳未満の者。
- (2) 青年等就農計画を認定されている。(認定新規就農者である。)
- (3) 独立・自営就農を行っている。
(農地・機械等の取得、出荷・販売、資材等の購入など)
- (4) 上記の要件を満たすほか、必要資料を市に提出し、計画の承認を受ける。
- (5) 交付期間は、最長 5 年。交付終了後、交付期間分だけ営農を継続する。
- (6) 交付金額は 1 年目から 3 年目は 1 5 0 万円、4 年目及び 5 年目は 1 2 0 万円。

◎交付期間中の取組み

市は、関係機関とともに就農者に対して半年ごと（7 月、1 月）に面談を実施し、就農状況の確認を行っています。

また、令和 3 年度に計画承認を行った就農者に対して、経営開始から 3 年目が終了した時点で、就農者の中間評価を実施します。(農業次世代人材投資事業評価会)

○サポートチーム

「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるようにサポート体制を整備する。

部門	機関名
経営・技術	伊勢志摩地域農業改良普及センター、J A 伊勢営農部
農地	伊勢市農業委員会事務局
営農資金	J A 伊勢 金融推進部

◎交付期間終了後の取組み

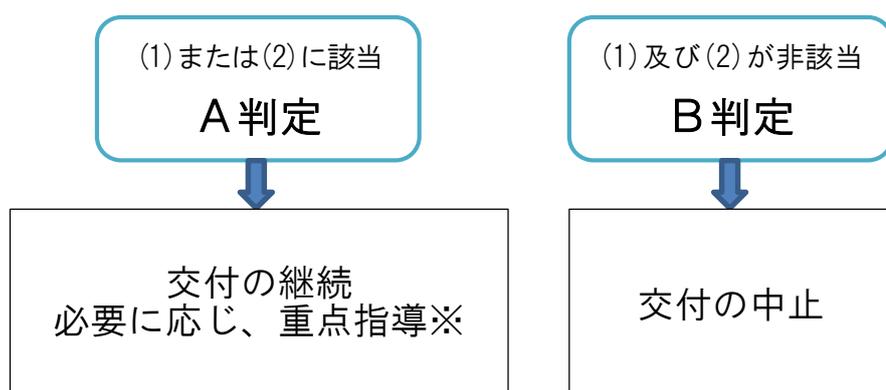
営農継続期間内は、交付期間中と同じく、半年ごと（7 月、1 月）に面談を実施し、就農状況の確認を行います。

伊勢市農業次世代人材投資事業の評価項目

◎評価の項目

- (1) 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成している。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当し、農業所得目標の達成が見込まれる場合。
- ① 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標の概ね1/2を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）が概ね1/2に達している。
 - ② 農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない原因が災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない場合。

◎評価の判定と評価結果の取扱い



※A評価を受けた者で、重点指導が必要であると判断した場合はサポートチームによる重点指導を実施するため、計画達成に向けた改善策を対象者本人が作成する。